

胎内市財務規則（平成17年規則第48号）新旧対照表 別記1（第106条の2関係） 建設工事請負基準約款

新	旧	備考
<p>(談合等不正行為等による解除)</p> <p>第47条の2 発注者は、前条第1項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。</p> <p><u>(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。</u></p> <p><u>(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。</u></p> <p>(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(損害賠償の予約)</p> <p>第50条の2 受注者は、<u>この契約について</u>第47条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、契約金額の10分の1に相当す</p>	<p>(談合等不正行為等による解除)</p> <p>第47条の2 発注者は、前条第1項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。</p> <p><u>(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。)</u></p> <p><u>(2) 受注者が、公正取引委員会が違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p>(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(損害賠償の予約)</p> <p>第50条の2 受注者は、_____第47条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、契約金額の10分の1に相当する</p>	<p></p> <p>改める</p> <p>改める</p> <p>改める</p> <p>加える</p>

<p>る額を発注者に支払わなければならない。工事が完了した後も、同様とする。ただし、<u>同項第3号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>額を発注者に支払わなければならない。工事が完了した後も、同様とする。ただし、<u>次に掲げる</u> <u>場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第47条の2第1項第1号及び第2号のうち、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合</u></p> <p>(2) <u>第47条の2第1項第3号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>改める</p> <p>削る</p> <p>削る</p>
--	---	--------------------------------

胎内市財務規則（平成17年規則第48号）新旧対照表 別記2（第106条の2関係）委託契約約款

新	旧	備考
<p>(談合等不正行為等による解除)</p> <p>第46条 委託者は、前条第1項の規定によるほか、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。</p> <p><u>(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。</u></p> <p><u>(2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。</u></p> <p>(3) 受託者(受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(損害賠償の予約)</p> <p>第51条 受託者は、この契約について第46条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料(業務の一部の履行があったときは、これに相当する金額を控除した額とする。)の10分の1に相当する額を違約</p>	<p>(談合等不正行為等による解除)</p> <p>第46条 委託者は、前条第1項の規定によるほか、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。</p> <p><u>(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令)又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。)</u>。</p> <p><u>(2) 受託者が、公正取引委員会が違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p>(3) 受託者(受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(損害賠償の予定)</p> <p>第51条 受託者は、_____第46条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料(業務の一部の履行があったときは、これに相当する金額を控除した額とする。)の10分の1に相当する額を違約</p>	<p></p> <p>改める</p> <p>改める</p> <p>改める 改める</p> <p>改める</p> <p>加える</p>

<p>金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、<u>同項第3号のうち、受託者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、<u>次に掲げる</u> <u>場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第46条第1項第1号又は第2号の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他委託者が特に認める場合</u></p> <p>(2) <u>第46条第1項第3号のうち、受託者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>改める</p> <p>削る</p> <p>削る</p>
---	--	--------------------------------

胎内市財務規則（平成17年規則第48号）新旧対照表 別記3（第106条の2関係）物品購入契約約款

新	旧	備考
<p>(談合等不正行為等による解除)</p> <p>第17条 発注者は、前条第1項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p><u>(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。</u></p> <p><u>(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。</u></p> <p>(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(損害賠償の<u>予約</u>)</p> <p>第21条 受注者は、この契約について第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約代金額(契約の一部の履行があったときは、これに相当する金額を控除した額とする。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、<u>同項第3号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑</u></p>	<p>(談合等不正行為等による解除)</p> <p>第17条 発注者は、前条第1項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p><u>(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。)</u>。</p> <p><u>(2) 受注者が、公正取引委員会が違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p>(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(損害賠償の<u>予定</u>)</p> <p>第21条 受注者は、_____第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約代金額(契約の一部の履行があったときは、これに相当する金額を控除した額とする。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、<u>次に掲げる</u></p>	<p></p> <p>改める</p> <p>改める</p> <p>改める</p> <p>改める</p> <p>加える</p> <p>改める</p>

<p>が確定した場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>_____場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第17条第1項第1号又は第2号の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他発注者が特に認める場合</u></p> <p>(2) <u>第17条第1項第3号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>削る</p> <p>削る</p>
---------------------------------------	---	---------------------